

議案第 4 号

市川市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

市川市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

市川市下水道事業の設置等に関する条例（平成 3 0 年条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 2 号中「4 7 万人」を「4 6 万 4 , 0 0 0 人」に改め、同項第 3 号中「2 8 万 5 , 4 7 0 立方メートル」を「2 5 万 5 , 0 6 0 立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

市川市公共下水道基本計画の見直しを踏まえ、下水道事業の経営の基本となる事項のうち、排水人口及び1日最大処理能力の数値を見直す必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。